

医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアルについての Q & A

(1) 回収マニュアル全般

Q 1 回収マニュアルに基づき回収事業を必ず実施しなくてはならないのか。

A 回収マニュアルは、回収事業に取り組もうとする郡市区医師会等の参考となるものとして策定したものであり、回収事業の実施を義務付けるものではありません。本マニュアルは、今後、廃棄することが見込まれる水銀血圧計等について、回収事業により集中的に回収することが効率的であり、コスト面においても有利となるものと考えられることから、回収事業を円滑に進めていただくための参考として作成したものです。

Q 2 回収マニュアルを参考として回収事業を実施すれば、基本的に廃棄物処理法等の規定に違反することはないか。

A 回収マニュアルで示す回収スキームは、廃棄物処理法におけるこれまでの運用等に基づいたものとなっていますので違反となることはありません。なお、回収事業の円滑な実施の観点から、都道府県・政令市の産業廃棄物所管部局に予め相談されることが望ましいと考えております。

Q 3 水銀血圧計は停電時や災害時の医療活動等において有用である等、一定の用途はあるものと考えられるが、引き続き使用することは認められないのか。

A 回収マニュアルは、医療機関において不要となり使われなくなった水銀血圧計等を対象とするものであり、使用中又は使用予定の水銀血圧計等について廃棄することを求めるものではありません。

(2) 回収事業の企画立案

Q 4 病院は大量に水銀血圧計等を保有しているが、郡市区医師会で保管できない場合もあり得るのではないか。

A 医療機関の水銀血圧計等の保有状況について、まずはアンケート調査を通じて、郡市区医師会で回収が見込まれる量を把握していただければと思います。その上で大量に保有されている病院等がございましたら、例えば郡市区医師会に持って来る日を収集運搬業者の回収日に併せて調整いただく、あるいは大量に保有する病院等について

は別途回収事業を行うなどの御対応をご検討いただければと思います。また、集荷場所を設けず、収集運搬業者と相談の上収集運搬業者が病院を周回して回収を行うことも可能です(ただし、その場合は、病院等が個々に契約の締結、マニフェストの交付等を行う必要があります。)。いずれにせよ、地域の保有状況を把握した上で計画を立てていただければと思います。

Q 5 医療機関以外の家庭や教育機関等に退蔵されている水銀血圧計等を合わせて回収することは可能か。

A 家庭から廃棄される水銀血圧計等は一般廃棄物にあたるため、市町村の分別ルールに従って廃棄する必要があります。

教育機関等に退蔵されている水銀血圧計等の回収については、郡市区医師会は医療機関以外の教育機関等の関連機関ではないと考えられるため、基本的に回収マニュアルで示す回収事業の対象とすることは適当ではないと考えています。しかしながら、教育機関等に退蔵されている水銀血圧計等についても、集中的に回収することが望ましいと考えておりますので、環境省としてその回収促進方策について検討してまいります。

Q 6 規模が小さい郡市区医師会では集荷場所を提供することが困難である。

A 規模が小さい郡市区医師会では、例えば集荷場所を設けず、収集運搬業者と相談の上収集運搬業者が医療機関を周回して回収を行うことも可能です(ただし、その場合は、医療機関が個々に契約の締結、マニフェストの交付等を行う必要があります。)。また、近隣の郡市区医師会と連携して、異なる郡市区医師会に所属する医療機関から廃棄される水銀血圧計等をまとめて集荷する場所を設けることも可能です。地域の実状に応じて回収単位を設定していただければと思います。

Q 7 回収事業は毎年行う必要があるのか。また、水俣条約により水銀血圧計等の製造等が禁止される 2020 年までに回収事業を完了する必要があるのか。

A 必ずしも回収事業を毎年実施していただく必要はありません(2020 年までに完了していただく必要もありません)が、退蔵されている水銀血圧計等は短期的に集中して回収することが、環境上のリスク低減の観点からも、コストの面でも望ましいと考えられます。

Q 8 非会員に対する回収事業の周知をどのように行えば良いのか。

A 例えば、東京都医師会の自主回収事業では、会員の 2 倍の回収料金で回収事業の対象とする旨ホームページに掲載されていますので、非会員の方々も含めて回収事業を

実施される場合にはそういった事例を参考にさせていただければと思います。

Q 9 回収事業の参加医療機関から処理料金に上乗せして事務費をいただく場合、事務費の目安はどの程度か。

A 平成 27 年度に回収モデル事業を実施した静岡県医師会では、水銀血圧計 1 台あたり 500 円（税抜）の事務費を設定されております。事務費を設定する場合は、作業内容を勘案の上、それぞれの都道府県医師会で妥当な金額を設定していただくようお願いいたします。なお、事務経費が必要となる例として、物品の購入等の他に、郡市区医師会への回収事業説明会開催や収集運搬・処分業者への視察（必要に応じて）が考えられます。

Q 10 事務費について、都道府県ごとに料金設定をすることだが、県内でバラバラで問題ないのか、あくまでも都道府県対応で問題ないのか。

A 県内でバラバラの設定ですと不公平感が生じる可能性があり、取りまとめが煩雑になる恐れがありますので、都道府県内は同一単価の方が良いと考えます。
なお、県内から集められた事務費を取りまとめ、負担の大きい郡市区医師会（参加医療機関数が多い等）へ分配するといった方法も考えられます。

Q 11 水銀血圧計等の処理委託に当たり、金属くずやガラスくず等、どの品目の許可を有する処理業者と契約すれば良いのか。

A 水銀血圧計等がどの品目に該当するのかについては、都道府県・政令市の判断となるため、都道府県・政令市の産業廃棄物所管部局に御相談ください。

Q 12 郡市区医師会と収集運搬・処分業者が結ぶ委託契約を都道府県医師会がまとめて契約をすることはできるか。

A 委託契約の委任については、排出事業者団体が行うものとしております。
回収事業では、集荷場所の提供を行う郡市区医師会が排出事業者団体に該当するため、郡市区医師会へ委託契約に関する権限を委任する方法としております。
そのため、都道府県医師会を集荷場所とするのであれば、委託契約に関する権限を委任することは可能であると考えます。

(3) 回収事業（水銀血圧計等の搬出前）

Q 13 回収する水銀血圧計等を廃棄物と考えなければ、郡市区医師会が排出事業者とな

ることもできるのではないか。

- A 医療機関が廃棄物として処分するために回収する水銀血圧計等は廃棄物処理法上の廃棄物に該当しますので、医療機関が排出事業者となります。郡市区医師会が排出事業者となることはできません。

Q14 医療機関が保有している水銀血圧計等を郡市区医師会に持参する代わりに、病院内の検査センター等の医療機関以外の第三者が収集運搬することは可能か。

- A 廃棄物処理法上、検査センター等が廃棄物の収集運搬業の許可を有している事業者であれば郡市区医師会に運搬することは可能です。ただし、その場合は、当該医療機関は郡市区医師会までの収集運搬に係る契約を別に締結する必要があります。

Q15 郡市区医師会における水銀血圧計等の受領と保管に際し、産業廃棄物収集運搬業としての許可や廃棄物保管場所としての許可又は届出等は必要ないのか。

- A 郡市区医師会は回収事業の実施に当たって集荷場所を提供しているという位置づけですので、産業廃棄物収集運搬業や廃棄物保管場所としての許可又は届出等は不要です。

Q16 郡市区医師会で保管場所として施錠できる部屋を用意しなくてはいけないのか。

- A 保管場所については、施錠できる部屋が望ましいと考えておりますが、施錠できなくとも、郡市区医師会の関係者以外が入ることのない場所であれば問題ないと考えております。

Q17 郡市区医師会における水銀血圧計等の保管を行う前に、収集運搬業者との契約は必要ないのか。

- A 郡市区医師会は水銀血圧計等を収集運搬業者に引き渡すまでの集荷場所を提供しているという位置づけですので、収集運搬業者との事前の契約は必須ではありません。

Q18 毒物及び劇物取締法には、「毒物又は劇物の販売業等の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を授与等してはならない」とあるが、医療機関が持参した水銀血圧計等を郡市区医師会が受け取る行為はこれに該当しないか。

- A 回収事業における水銀血圧計等は廃棄物としての処理が行われるために受け取るものであるため、毒物及び劇物取締法における毒物等の授与等には該当しません。

Q19 水銀に関して廃棄物処理法施行令等の改正手続きが行われているが、医療機関又は都道府県医師会において水銀血圧計等の廃棄時にその取扱いを変更する必要があるのか。

A 現在、廃棄物処理法において、どの品目を水銀使用製品産業廃棄物に指定するのか検討しているところです（平成29年10月1日施行予定）。ただ、本マニュアルで示す回収の枠組みや水銀血圧計等の取扱いについては、そのことを勘案した上で作成しており、平成29年10月1日以降においても、基本的には対応できる内容となっているものと考えております。

Q20 水銀血圧計について、マンシエット（上腕部に巻きゴムの袋に空気を送り込んで動脈を圧迫するための、血圧計とつながったゴムの袋の入った細長い布）やバルブも回収するのか。

A 回収マニュアルでは水銀の回収という観点から血圧計本体に限定しています。付属品の扱いにつきましては、都道府県・政令市の産業廃棄物所管部局や収集運搬業者・処理業者と御相談ください。

（4）回収事業（水銀血圧計等の搬出後）

Q21 水銀血圧計等について、マニフェストに記入された数量と収集運搬業者が把握した数量が異なった場合はどうするのか。

A 御指摘の水銀血圧計等の搬出後のトラブルを回避するためには、医療機関から持ち込まれた水銀血圧計等の量を正確に記録するとともに、水銀血圧計等を収集運搬業者に引き渡す際に、水銀血圧計及び水銀体温計の数量並びに詰替用水銀のグラム数について郡市区医師会と収集運搬業者の両方で確認していただきますようお願いいたします。

Q22 委託契約書について、原本を医療機関で保管し、写しを郡市区医師会で保管するのが筋ではないか。

A 回収マニュアルで定める一括契約では、委託契約書の原本は一枚となるため、郡市区医師会が代表して保管し、必要な時にいつでも医療機関と共有できるようにしてください。

Q23 医療機関における「マニフェストの受領・保存」は不要ではないのか。

A 基本的に、排出者責任を有する医療機関での保存は必要となります。ただしその方

法については、「マニフェストのコピーの送付等により、マニフェスト内容について医療機関と共有を図るものとする」としており、例えば電子データでの共有等の方法も可能であると考えます。

Q24 マニフェスト交付等状況報告書は排出事業者である医療機関が都道府県・政令市に提出するものではないか。

A 紙マニフェストで回収事業を実施した場合、マニフェスト交付等の事務の代行という観点から、郡市区医師会が行うことが可能です。ただし、回収マニュアルに示しているとおりマニフェスト別紙を添付して、医療機関毎に何がどれだけ排出されたかを明確にすることで、排出事業者責任が明確にされることが必要です。

Q25 水銀血圧計等の処理状況について誰が現地確認を行うのか。

A 廃棄物処理法において、排出事業者である医療機関が処理状況を確認する努力義務がありますが、郡市区医師会又は都道府県医師会が代表して確認を行うことも可能です。その際、現地確認した結果を広報誌やウェブサイトを通じて医療機関等に情報共有することが望ましいと考えています。また、優良産廃処理業者の認定を受けている業者に処理委託を行っている場合であれば、必ずしも現地調査を行う必要はありません。詳細は都道府県・政令市の産業廃棄物所管部局に御相談ください。